地域共同施設災害復旧事業費補助金について

激甚災害の指定を受けた自然災害により被害を受けた集落の共同施設の災害復旧に要する経費について補助金を交付します。

1　対象団体

地域共同施設を管理する団体

2　対象施設

（１）共同墓地

（２）辺地共聴施設

3　対象事業

激甚災害の指定を受けた自然災害により被害を受けた地域共同施設の現状回復を行う事業に要する以下の経費

（１）地域共同施設内に流入した障害となる土砂、がれき、樹木等の除去及び埋戻しに要する経費

（２）地域共同施設の土地区画形状の原状回復に要する経費

（３）地域共同施設の設備の復旧に要する経費

※事業費の総額が１０万円以下、他の補助金等の交付を受けるものは対象外となります。

※共同墓地の場合は、共有部分（通路、外構、水道設備、建築物等）の復旧、他の所有者の区画に倒壊した墓石の移設に要する経費に限ります。

4　補助金額

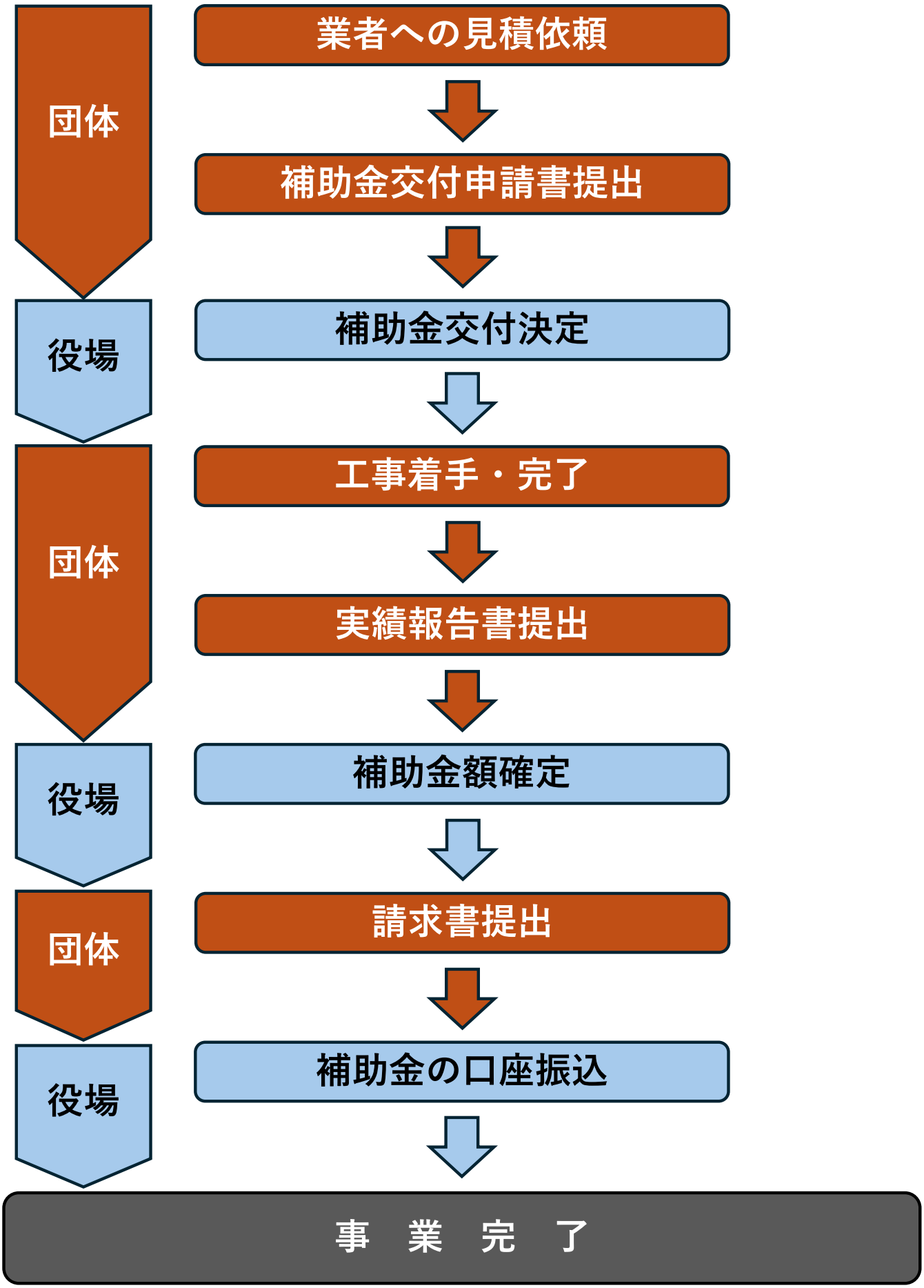
対象事業経費（消費税込）の１／２（上限額１００万円）

【申請先・問い合わせ先】

共同墓地	辺地共聴施設
【担当課・係】 美里町役場中央庁舎 住民生活課環境政策係 【電話番号】 ０９６４－４６－２１１６（直通）	【担当課・係】 美里町役場砥用庁舎 美しい里創生課まちづくり政策係 【電話番号】 ０９６４－４７－１１１１（代表）

申請から補助金受領までの流れ

＜補助金交付決定後に事業着手するようご注意ください＞



申請書類等について

交付申請書類

補助金交付申請書（様式第１号）
＜添付書類＞
- 事業計画書（様式第２号）
- 収支予算書（様式第３号）
- 位置図
- 簡易な平面図
- 被災状況が分かる写真
- 費用内訳書又は見積書等の写し
- 地域共同施設であることを証明する書類

実績報告書類

補助金実績報告書（様式第１１号）
※別紙収支清算書含む
＜添付書類＞
- 施設整備工事代金等の請求書又は同領収書の写し
- 地域共同施設等の完成写真

注　意　事　項

①補助の対象は個人ではなく共同施設の管理団体です。
②共同墓地については、集落の一部若しくは全部の者及びこれに準ずる者が共同で設置、管理する墓地で当該墓地に係る登記簿に当該集落の所有に属する旨記載されている必要があります。
③辺地共聴施設の場合、美里町無線システム普及促進事業費等補助金の交付を受けて整備した施設に限ります。